

民間助成財団の昨日今日明日

公益財団法人 日本板硝子材料工学助成会

山 岸 隆 司

Now and future of a private foundation

Yamagishi Takashi

Nippon Sheet Glass Foundation for Materials Science and Engineering

はじめに

日本板硝子材料工学助成会（助成会）は、大学等における無機材料に関する研究に助成金（最高 150 万円）を交付する財団です。平成 19 年 7 月から 3 年間、助成会の専務理事を務めさせてもらいました。この間の私の主な使命は、この期間に迎える財団設立 30 周年の行事の企画・実行と新たな公益法人制度への対応でした。私の会社生活の殆どが技術開発畑でしたので、このような事務・管理的な仕事は初めてでしたが、周囲の支援を受け、結構楽しんで仕事ことができました。この間の体験、財団運営の内輪話を幾つか書かせていただくことにします。

財団 30 年を振り返る

助成会は昭和 54（1979）年 3 月に設立されましたので、平成 21（2009）年 3 月が 30 周年です。当初はいろんな記念行事の案を考えていましたが、例のサブプライムローン騒動の影響で助成会の財政も緊迫。余りお金のかからない内容に絞ることになり、財団設立当時の関係者

がご健在の間に当時の経緯を整理して書き残して置きたいということもあって、「30 年史」を刊行することになりました。事務所に残っていた資料をひっくり返して整理することからはじめました。

助成会は日本板硝子株式会社（NSG）の創立 60 周年記念行事として設立されたのですが、当時は昭和 48 年の石油ショック等の影響で日本中が大不況に陥り、NSG は無配転落、リストラの嵐が吹き荒れ、会社再建の苦境の中でようやく復配の見通しが持てるようになった時期でした。そのような時期に財団を作る決断をした当時の経営陣はたいしたものだと正直思いました。設立申請書に設立基金の額が書かれていますが、4 千万円となっていました。普通は儲かっている企業が少しは社会貢献をしようと言うことで数億円の規模の設立基金では始めるのが相場だと思っていましたので意外でした。財団の設立は所管の官庁－NSG の場合は通産省（当時）の認可がいりますので、窯建課という折衝を行った記録が残っていました。その中で設立基金が過少であることが議論の対象になりました。財政基盤がしっかりしていることが認可の条件の大きな要素になるので当然の指摘です。とにかく今は金が無いが計画的に基金の積み増しをするとの主旨の念書を出すか出さ

ないかを議論した形跡があります。担当者の苦勞が偲ばれました。念書の有無は分かりませんが、その後着実に基金の積み増しが行われ、設立10年後には基金（資産）は12億円を超えましたので、NSGの約束は守られたことになりました。

次に事業内容ですが、設立計画では学術研究全般への助成を考えていたようですが、通産省窯建課との折衝の中で助成対象を無機材料研究に絞り込む方向に進みました。結果的に見ると中規模の助成財団としては分野を絞ることで特長が出てよかったように思っています。

選考方針・選考方法は全面的に選考委員の先生方で決めていただいたようです。創設以来、独創性のある萌芽的な研究を選ぶ方針が堅持されています。同レベルであれば、余り日のあたっていない研究者を選ぼうという方針も掲げています。財団によって様々な選考方法がとられているように思いますが、助成会では応募案件を選考委員が担当評価し、採択候補を推薦する方法をとっています。言ってみれば、各選考委員の先生方の御見識で選んでいただいています。また助成金贈呈式の資料に選考された先生に推薦の理由の一文を書きいただき掲載しています。この推薦文が採択された先生方にとって、またとない励みやアドバイスになっている事例をうかがっています。選考委員の先生方には大変な労力をかけていただいているわけでありまして、感謝しております。

財団の理事会などで「助成会の助成は役に立っているのか」との議論が時々出ます。答えるのがなかなか難しいのですが、中期的には、助成した研究課題が大型科研費テーマ等に発展するケースなどは成功と判定できるだろうし、長期的視点では助成した若手研究者が20年後にその分野の第一人者になられていれば、選考した選考委員の先生の見識がすばらしかったと言えることになるのだろーと思っています。先般、日本の先進的研究者30人に国から多額の研究資金が出されましたが、その中に細野秀雄先生

（1987, 1994年助成）と川合知二先生（1994年助成）のお二人が名を連ねておられました。このことは助成会の誇りと思っています。

財団運営では

財団の運営で一番頭を悩ます問題は財政、特に資産運用の問題です。助成会設立の頃は貸付信託の利率が7%前後でしたから、15億円の資産があれば、年間1億円の利息収入があり、それだけでそれなりの事業ができたのですが、昨今では利率1%以下で話になりません。いろいろ工夫を凝らしてやっていますが、苦戦を強いられています。

助成会の収入は、債券利息と寄付金（殆どがNSGからの寄付金）が半々位で推移していますが、現在はリーマンショック以来の大不況で利息収入も寄付金も減って、財団の収支は赤字で、基金を取り崩して凌いでいる状況です。他の助成財団も似たような状況にあると聞いています。このような状況が続くと財政面から見ると日本の民間助成財団の将来は深刻です。

余談ですが、NSGは数年前に英国ピルキンソン社を買収し、グローバル化路線を進めています。平成20年には英国人がCEOに就任しました。助成会への寄付金にはCEOの承認がいりますが、承認に時間がかかったと聞いています。英国では慈善（チャリティ）文化が根付いていますが、これは個人ベースのことで企業が公益のために金を出すような事例は余り無いようで、日本における企業の社会貢献についての考え方を理解して貰うのに時間がかかったようです。また、世界を対象に事業を展開しているのに、日本の財団のみに寄付をすることについても気にされていたと聞きます。グローバル化の波が、このような形で助成会に及んでくるとは思ってもいなかったのも、驚くとともに、グローバル化時代の財団のあり方を見直す必要があるように感じました。

助成会の行事としては、4月に行う研究助成

金贈呈式と1月に行う成果発表会があります。成果発表会では4年前に助成した40数件のテーマから5件を選んで30分程度の講演をしていただいています。この講演会は研究成果を産業界の方々に知っていただくのを主な目的と考えていますので、産業界の方の関心を惹くような演題を選ぶように努力しています。講演者には助成年度以降の成果も含め、さらに研究の背景も含めてお話していただくよう御願ひしています。主催者としては参加者数と質疑の活発さが気になることです。最近の傾向ですが、質疑もそこそこ活発で参加者からは好評を頂いているように思うのですが、参加者数が減ってきているようです。何故なのか考える必要があります。

公益法人制度改革

つぎに、公益法人制度改革についての話に移ります。

財団法人は公益のために活動しているということで幾つかの税制優遇を受けています。例えば、利息収入への課税は免除されますし、収益事業に対しても事業税は低率に設定されています。10年ほど前から、行政の業務委託先として多数の財団が作られ、役人の天下り先となっている問題や不透明な運営を行っている財団（最近の例では漢字検定協会の件を記憶されている方が多いと思います。）が数多くあるという問題が行政改革議論に取り上げられ、公益法人制度の改革が検討されました。これらの問題は公益性の判定が監督官庁の自由裁量に任されているためとの認識で、新制度では内閣府に窓口が統一され、公益認定は民間委員で構成される委員会（公益認定委員会）が行うこと等を主旨とする法律が平成20年12月に施行され、すべての財団法人（社団法人も同じ）は5年以内に新たに公益性の審査を受けなければならないということになりました。

公益性があると判断されれば、現在の財団法人が受ける税制優遇と特定公益増進法人が受け

る寄付税制優遇の両者を受ける「公益財団法人」となり、それ以外は税の優遇の無い「一般財団法人」となります。新法施行時点で財団法人・社団法人は2万法人以上ありますが、特定公益増進法人は千以下でしたので、公益認定はハードルが高いと思います。税制優遇を受けられる法人は減るはずですので、この制度改革は政府の税収増加策の一つであると言えると思います。

助成会では、早期に公益認定を受けようということで、平成21年7月に申請を行い、無事11月に公益認定を取得し、「公益財団法人」に移行できました。助成会は収益事業をしていない助成事業のみの財団ですので公益認定を受けて当たり前とは思っていましたが、手続きや書類記載内容の不備で立ち往生する可能性もあることなので慎重に取り組みました。審査では、公益性－不特定多数の利益に寄与しているかについて問われました。はじめにNSGの利益になるような選考をしていないかと聞かれ、選考された研究課題はNSGの事業内容とは殆ど関係がないことを説明し納得して貰いました。次に選考委員の利益になるような選考はしていないかと聞かれました。こんなことまで聞くのかと正直驚きました。この件は選考分担を決めるときに選考委員の先生と関係のある研究者から応募があれば他の先生が選考をするようにしていましたので、その旨を説明して理解を得ましたが、選考規程等に明文化するよう求められました。印象に残ったのは、このやり取りくらいですが、細かな実務的事務的な内容で対応を求められことは数多くありました。

先ごろ新制度法人への移行が遅々として進んでいないことが報道等で取り上げられています。筆者の印象では、財団法人に対する監督指導の内容が監督官庁によって大きな差があったことが主要な理由の一つではないかと思います。従来から統一的な監督指導基準が示されており、助成会は経産省からこの基準に従うよう指導を受けながら管理体制を整備してきていま

す。新制度での公益認定基準もこの監督指導基準の理念と通ずるところがありますので、新制度への対応も比較的容易であるように思います。しかし、監督指導基準と大きくずれた形の運営実体で長年やってきているような財団では、新制度の公益認定基準と現状のギャップが大きくて相当の困難に直面しているような気がします。

私は、この法人制度改革に関して、個人的に興味をもって見ているのは、日本相撲協会の今後の展開です。財団法人の内部の組織に評議員会があります。新しい制度では、評議員会が最高決議機関で理事の選任と理事会（執行機関）を監督する機関ですが、旧制度では、理事会が最高決議機関で評議員会は理事長の諮問機関との位置づけです。しかし、監督指導基準では理事を選任する権限は評議員会が持っていますし、理事と評議員の兼務を禁止していますので、理事会を牽制する性質を帯びてきます。相撲協会では理事が評議員を兼ねていますし、理事は親方が選んでいます。通常の財団とはかなり異なる方式で内部牽制機能が弱い組織形態のように思えます。長い歴史の中で、現在の形になってきているのでしょうかから、新しい制度に対応していくのは並大抵では無いように思いま

す。どのような知恵を出してくるのか興味があるところです。

おわりに

以上、とりとめのない話になってしまいました。

最後に民間助成財団の明日について触れたいと思います。

先般報道された政府の第4期科学技術基本計画案では、5年間で総額25兆円を投じるという高い目標が掲げられ、環境・エネルギーや医療・健康分野で短期間に成果の見込める研究に重点投資するとしています。一方、科学技術は経済成長や産業競争力の源泉であり、目先の成果を出すことだけでなく、基礎科学を含め次代の科学技術を担う人材を育て、新産業の種を見つけることも極めて重要だと思います。そういう意味で、独創的で萌芽的研究に助成をしていくという助成会のような特徴ある民間助成財団の活動はますます重要になってくると思われます。一方で財団財政が厳しいという現実があります。このような状況の中で、日本の科学技術の発展に寄与する民間助成財団のあり方を原点に戻って模索していくことが大きな宿題だと感じています。